

令和8・9年度

市川市学校給食用物資納入業者登録申請要領

市川市教育委員会 保健体育課

目 次

1. 趣旨	1
2. 登録有効期間	1
3. 配送地域区分	1
4. 登録の種類	2
5. 登録の要件	3
6. 申請に必要な書類	4
7. 申請受付期間及び登録決定等	5
8. 取扱食材区分ごとの納入・規格基準	6
9. 登録後の取扱	11

資料 1

記載例 1	【様式 1】登録（更新）申請書	12
記載例 2	【様式 2】誓約書	16
記載例 3	【様式 3】使用印鑑届兼委任状	18
記載例 4	【様式 4】納入物資別キャンセル日数届出書	19
記載例 5	【様式 5】市税納付確認承諾書	23

資料 2

登録後の流れについて	24
------------	----

1. 趣旨

この要領は、安心安全な学校給食の安定的な供給と給食用物資の品質確保を目的に導入した学校給食用物資納入業者登録制度の令和 8・9 年度に係る運用に関して、必要な事項を定めるものです。

2. 登録有効期間

登録有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間とします。

なお、登録有効期間の途中で登録申請（随時申請）をした場合は、登録完了日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。

3. 配送地域区分

配送の対象となる学校は市川市立学校です（別紙「配送地域区分・学校配置マップ」参照）。

登録申請の際は、下表のブロック区分の中から配送可能地域を選択してください（「1 全ての市川市立学校」以外を選択する場合は、複数のブロック区分を選択することが可能です。）。

ブロック 区分	配送可能対象学校名	校数
1	全ての市川市立学校（小・中学校、特別支援学校、義務教育学校）	4 6
2	国府台小学校・市川小学校・中国分小学校	3
3	第二中学校・真間小学校・菅野小学校・須和田の丘支援学校	4
4	八幡小学校・富貴島小学校・中山小学校・若宮小学校	4
5	第五中学校・大柏小学校・大町小学校・柏井小学校（第四中学校）	4
6	鬼高小学校・稲荷木小学校・信篤小学校・二俣小学校（高谷中学校）	4
7	第七中学校・行徳小学校・新浜小学校	3
8	平田小学校（第八中学校）・鶴指小学校・大和田小学校（第六中学校）・宮田小学校・大洲小学校（大洲中学校）	5
9	下貝塚中学校・宮久保小学校・北方小学校（第三中学校）・大野小学校	4
10	福栄中学校（福栄小学校）・南新浜小学校・塩浜学園	3
11	妙典中学校・塩焼小学校・幸小学校・妙典小学校	4
12	国分小学校（第一中学校）・曾谷小学校・稲越小学校（須和田の丘支援学校 稲越校舎）・百合台小学校（東国分中学校）	4
13	南行徳中学校・南行徳小学校・富美浜小学校・新井小学校	4
99	特定の学校にのみ配送（配送可能学校を指定してください。）	

※括弧書きの学校は親子校の子校となり、直接の配送はありません。

4. 登録の種類

登録の種類は、下表のとおり、共同購入物品を対象とするA登録、生鮮食料品等を対象とするB登録、米、飲用牛乳及びパンを対象とするC登録の3種類とし、同一事業者が複数種類に登録することも可能です。

なお、本登録は、単に登録有効期間内における市川市での学校給食用物資納入資格を取得するものであり、市川市からの給食用物資発注を確約するものではありません。

登録の種類	取扱物資区分	代表的な商品例	登録後の発注業者選定方法等
A登録	共同購入物品	菜種油、スイートコーン缶、ホールコーン缶、みかん缶、パイン缶、黄桃缶、干しシイタケ、たけのこ水煮、濃口しょうゆ、上白糖、三温糖、サラダ油 等	①A登録の事業者を対象に、入札を行い、品目ごとの納入業者を選定します。 ☆市内全校への随時配送が可能なことが必要です。
B登録	1 野菜・果実	にんじん、たまねぎ、じゃがいも、キャベツ、白菜、もやし、だいこん、トマト、きゅうり、レタス、ホウレン草、小松菜、みかん、りんご、梨 等	① 該当校に配送可能な納入業者の中から、過去の納入実績、品質、鮮度、価格等を勘案し、発注先を選定します。 ② 発注にあたっては、該当校近隣の小売店及び市内業者を優先します。 ☆配送可能地域を市内12地域から選択して申請できます。複数地域の選択や特定校のみの選択も可能です。
	2 魚介	鮮魚、貝類、えび、かに、いか、たこ、水産練り製品 等	
	3 食肉食鳥	豚肉、鶏肉、ハム・ソーセージ等加工肉 等	
	4 豆腐	豆腐、おから、生揚げ、油揚げ 等	
	5 乳製品	ヨーグルト、チーズ、バター、マーガリン 等 ※飲用牛乳を除く。	
	6 麺	冷凍麺、生麺、蒸麺、ゆで麺、乾麺 等	
	7 その他	鶏卵、納豆、のり、こんにゃく、その他加工調理品、調味料 等	
C登録	1 米	無洗米	①該当校に配送可能な納入業者の中から、過去の納入実績、品質、鮮度、価格等を勘案し、発注先を選定します。 ☆配送可能地域を市内12地域から選択して申請できます。複数地域の選択や特定校のみの選択も可能です。
	2 飲用牛乳	飲用牛乳	
	3 パン	基本パン、加工パン	

※ 表中の「登録後の発注業者選定方法等」をご理解、ご了承のうえ、申請してください。

5. 登録の要件

<法令遵守等について>

- 学校給食が児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識していること。
- 食品衛生法及び食品に関する法令等を遵守していること。
- 令和 6・7 年度分の住民税及び固定資産税（償却資産を含む。）の納税義務が履行されていること。
- 市川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

<品質管理等について>

- 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、恒温配送車両（クーラーボックス等を含む。）等の設備を有していること。
- 品質管理が確実に行われ、仕入・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。

<物資供給能力等について>

- A・B 登録については、市川市に本店、支店、営業所、工場等固定した事業施設を有するか、千葉県内又は東京都内に本店を有し、緊急の納入等にも対応が可能であること。
- A 登録については、市内全校への随時配送が可能であること。
- 仕入れ及び製造加工能力等が有り、学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。なお、不良品があった場合には、その物資を引き取り、必ず代替品をもって充てること。
- 指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- 下記のいずれかの条件を満たし、かつ、2 年以上の事業実績を有する者であること。

(1)令和 5 年 4 月 1 日から申請日までに市川市又は市川市立学校と給食用物資納入契約を 1 件以上誠実に履行した実績を有する者

(2)令和 6 年 4 月 1 日から申請日までに市川市以外の地方自治体や学校等と給食用物資納入契約を 2 件以上誠実に履行した実績を有する者

(3)前 2 号に掲げるもののほか、前号に準ずる者（民間の保育園や幼稚園等含む。）であって、納入契約が誠実に履行されると認められる者

<各種検査報告について>

- 製造や加工調理が必要な物資を納入する事業者については、製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査報告書を 1 カ月に 1 回以上取引校に提出すること。なお、学校給食の原材料となる物資を調達し、調理加工を行うことなく配送のみを行う事業者については、配送に従事する従業員全員についての検体検査報告書を 1 カ月に 1 回以上取引校へ提出すること。
- 厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」に基づく衛生管理を徹底し、市川市及び食材納入先である学校から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出すること。

<その他>

- A 登録については、令和 8・9 年度市川市入札参加業者適格者名簿（物品）に登載されていること。
- 発注済の納入物資について、市川市（市川市立学校を含む。）から取消しの連絡をした場合に、何日前であれば対応可能であるか納入物資別に予め届出をすること。
- この要領に定めるもののほか、特段の事情がある場合については、別に定める。

6. 申請に必要な書類

登録の要件を満たしているかどうかを確認するため、下記の書類を提出してください。

	提出書類	法人	個人	備考
1	市川市学校給食用物資納入業者登録申請書 【両面印刷】	○	○	様式1、1の2
2	誓約書 【両面印刷】	○	○	様式2（裏面あり）
3	使用印鑑届兼委任状	○	○	様式3 A 登録の事業者のみ該当 ※1を参照してください
4	食品営業許可（写）	○	○	食品衛生法に基づく許可を要する事業所のみ該当
5	食品営業届出書（写）（保健所の収受印付き）	○	○	食品衛生法に基づく届出を要する事業所のみ該当 食品衛生申請等システムでオンライン手続きをした場合は、申請が完了していることがわかる箇所を印刷
6	食品衛生監視票（写）	○	○	食品衛生法に基づく食品営業許可を要する事業所を有する事業者のみ該当 ※2を参照してください
7	納入物資別キャンセル日数届出書 【両面印刷】	○	○	様式4、4の2 （納入予定の物資のみ記入）
8	市税納付確認承諾書	○	○	様式5 ※3を参照してください
9	市税完納に関する証明書又は令和6・7年度分における住民税及び固定資産税（償却資産を含む）の納税証明書	○	○	市外事業者のみ該当 ※4を参照してください
10	令和8・9年度市川市物品調達等競争入札有資格者名簿への登録完了を証明する書類	○	○	A 登録の事業者のみ該当 物品への登録が必要 ※5を参照してください
11	その他市長が必要と認める書類	○	○	事業実績を証する書類（契約書の写し等）、酒税法に基づく一般酒類小売業免許の写し等

※1 使用印鑑届兼委任状は、代表者本人が代表者本人の氏名及び実印で契約等を行う場合、提出不要です。

※2 営業許可期間内に発行されたもの、または営業許可の更新の際に取得されたものを提出してください。新規で食品衛生監視票を発行してもらうには、保健所の立ち入り検査を受ける必要があり、保健所と検査日の日程調整後、当該検査日から2週間以上の時間を要する場合がありますので、予めご留意のうえ、保健所への連絡等のご準備をお願いいたします。

※3 市川市内、市外に関わらず、全事業者のご提出が必要です。

※4 住民税については、事業者が法人である場合には法人市民税、個人事業主である場合には市県民税となります。なお、市外事業者については、本店所在地における住民税及び固定資産税（償却資産を含む）の納税証明書を提出してください。（随時申請の場合は提出していただく年度に変更がある場合があります。）

※5 令和8・9年度市川市物品調達等競争入札有資格者名簿への登録審査終了後に、市川市から審査済の印が押してある委任状が届きます。その委任状のコピーを提出してください。

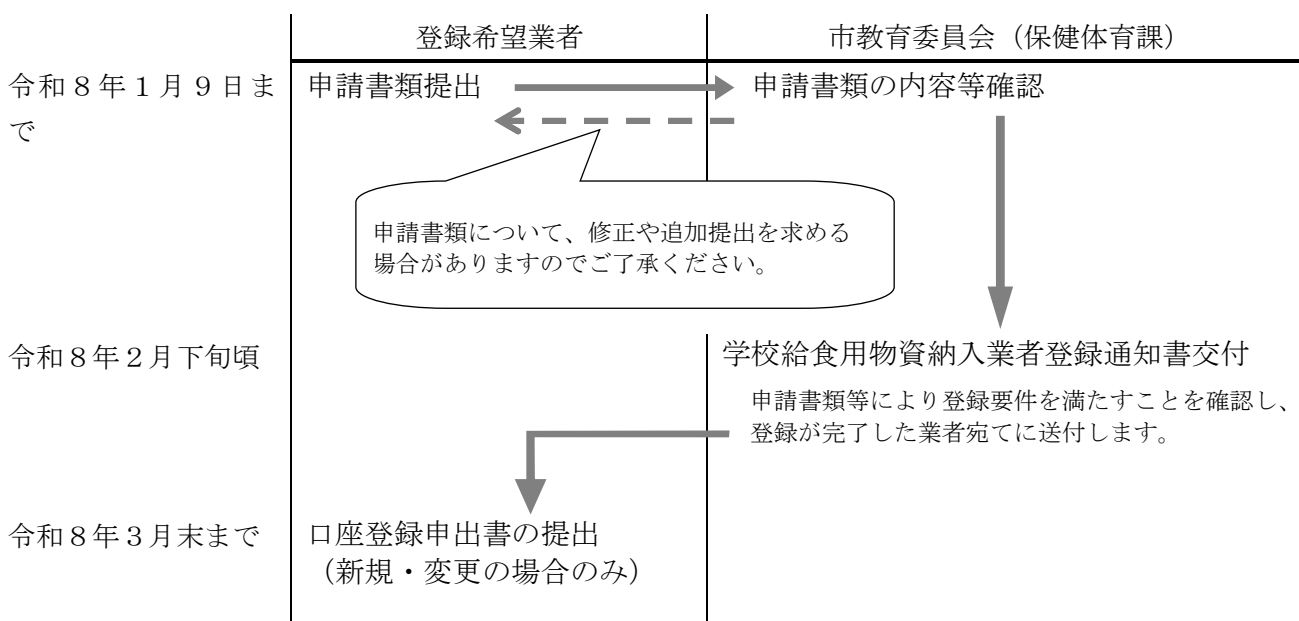
7. 申請受付期間及び登録決定等

令和 8 年 4 月 1 日からの登録（当初申請）を希望する場合は、申請に必要な書類を揃え、下記の受付期間に持参又は郵送にて市川市教育委員会 保健体育課へ提出してください。

なお、当初申請締め切り後も随時、登録申請（随時申請）を受け付けます。

【当初申請】	受付期間	受付場所
窓口持参の場合 《予約制》	令和 8 年 1 月 9 日（金）まで 土・日・祝日を除く 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 の間で <u>事前に予約をしてから</u> 持参してください	市川市教育委員会 保健体育課 〒272-8501 市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号 第 2 庁舎 4 階
郵送の場合	令和 8 年 1 月 7 日（水）消印有効	電話 047-383-9342

＜申請から登録までの流れ＞（当初申請の場合）



※ 口座登録申出書（新規・変更）（市様式）の書式は、登録通知書に同封するほか、市川市ホームページからもダウンロードできます。

令和 6・7 年度に市川市学校給食用物資納入業者に登録されていて、変更がない場合は提出不要です。

8. 取扱食材区分ごとの納入・規格基準

物資の納入に際しては、取扱物資区分ごとに定められた納入・規格基準（下表参照）を遵守してください。

【全登録共通】

取扱物資区分	納入・規格基準
全物資	1. 出庫時には必ず品質の確認をすること（賞味期限、消費期限、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）。 2. 配送はできるだけ迅速に行い、配送に使用する車両は清潔で、運行中に塵埃汚染されない設備を有し、品質の低下がないように温度管理に注意すること。 3. 物資納入の際には、納入時間を守り、清潔な服装で配送すること。また、原則、調理室に立ち入らないこと。 4. 原則、検収を受けること。 5. 随時の立入検査等については、速やかに応じること。 6. 加工業者、販売業者は毎月検便を受検し、結果を配送学校に提出すること。（配送のみを行う業者も同様です。）

【A登録】

取扱物資区分	納入・規格基準
共同購入物品	【全登録共通】納入・規格基準のみ

【B登録】

取扱物資区分	納入・規格基準
1. 野菜・果実	1. 新鮮で、かつ、安全な食材を十分吟味して納入すること。 2. 産地が明示できること。
2. 魚介	-----魚介類については以下のとおり取り扱うこと----- 1. 新鮮で、かつ、安全な食材を十分吟味して納入すること。 2. 産地が明示できること。 3. 加工施設及び材料の取り扱いも含めた加工工程での衛生管理を徹底すること。 4. 出荷までは冷蔵庫で保存すること。ただし、冷凍魚介については－15℃以下で保存すること。 5. 原則として使用当日に配送すること。 6. 商品は清潔な容器で納入すること。 7. 配送は冷蔵車又は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理（5℃以下）に注意すること。 8. 加工業者は食品細菌検査を年2回以上実施し、結果を報告すること。販売業者は加工業者に上記による細菌検査の実施を求め、結果を報告すること。 9. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。 -----水産ねり製品については以下のとおり取り扱うこと----- 1. 製造施設及び原材料の取扱いも含めた製造工程での衛生管理を徹底すること。 2. 冷蔵品以外の製造は前日又は当日とし、製造後は速やかに、かつ、十分に冷却したものを納入すること（出荷までは冷蔵庫で保存すること。ただし、冷凍魚肉ねり製品

2. 魚介 (つづき)	については－15℃以下で保存すること。) 3. 原則として使用当日に配送すること。 4. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。 5. 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理（10℃以下）に注意すること。 6. 製造業者は食品細菌検査を年に2回以上実施し、結果を報告すること。販売業者は製造業者に上記による細菌検査の実施を求め、結果を報告すること。 7. 製造業者は毎月検便を受検し、結果を1年間保管すること。販売業者は製造業者に上記による検便の実施を求めること。 8. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。 9. 消費期限等の表示をすること。
3. 食肉食鳥	1. 新鮮で、かつ、安全な食材を十分吟味して納入すること。 2. 産地が明示できること。 3. 加工施設、加工機械器具類は加工直前に洗浄、消毒を行い、材料の取り扱いも含めた加工工程での衛生管理を徹底すること。 4. 加工は前日又は当日とし、製造後は速やかに、かつ、十分に冷却したものを納入すること（出荷までは冷蔵庫で保存すること。ただし、冷凍品については－15℃以下で保存すること。) 5. 出庫時には必ず品質及び国産品であることの確認をすること（鮮度、数量、異物混入等）。 6. 商品は清潔な容器で納入すること。 7. 配送は冷蔵車又は適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように温度管理（10℃以下）に注意すること。 8. 原則として使用当日に配送すること。 9. 加工業者は食品細菌検査を年2回以上実施し、結果を報告すること。販売業者は加工業者に上記による細菌検査の実施を求め、結果を報告すること。 10. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。
4. 豆腐	1. 製造施設及び原材料の取扱いも含めた製造工程の衛生管理を徹底すること。 2. 製造は前日又は当日とし、製造後は速やかに、かつ、十分に冷却したものを納入すること（出荷までは、冷蔵庫で保存すること。) 3. 原則として使用当日に配送すること。 4. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。 5. 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理（10℃以下）に注意すること。 6. 製造業者は食品細菌検査を年2回以上実施し、結果を報告すること。販売業者は製造業者に上記による細菌検査の実施を求め、結果を報告すること。 7. 製造業者及び販売業者は毎月検便を受検し、結果を1年間保管すること。 8. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。 9. 品質規格について下記のとおりであること。

4. 豆腐 (つづき)	品 目	品 質 規 格
	豆 腐	1 破損のないものであること。 2 適度な堅さと弾力があること。 3 絹・木綿豆腐とも、1丁約250g～320gであること。
	焼 き 豆 腐	1 豆腐1～3に準ずること。 2 表、裏とも均等に焼いたものであること。
	生 揚 げ	1 破損のないものであること。 2 良質な植物油を使用し、油切れのよいものであること。 3 揚げ色がきつね色で、きれいに揚がっているものであること。 4 一丁約200g～350gで、形の均一なものであること。
	油 揚 げ	1 生揚げ1～3に準ずること。 2 一枚20g～40gで、形の均一なものであること。

5. 乳製品	1. 原則として、冷凍食品の配送は冷凍車で、要冷蔵の食品は冷蔵車又は保冷車で配送すること。 2. 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理（10℃以下。ただし、冷凍品については－15℃以下。）に注意すること。 3. 冷凍食品類（デザート類含む。）については、製造業者は使用月の1ヶ月前に食品細菌検査を実施し、結果を報告すること。販売業者は製造業者に上記による細菌検査の実施を求め、結果を報告すること。 4. 製造業者及び販売業者は毎月検便を受検し、結果を1年間保管すること。
--------	---

6. 麺	1. 製造施設及び原材料の取扱いも含めた製造工程での衛生管理を徹底すること。 2. 生麺・蒸麺・ゆで麺の製造は前日又は当日とし、製造後は速やかに、かつ、十分に冷却したものを納入すること（出荷までは、冷蔵庫で保存すること）。 3. 原則として使用当日に配送すること。 4. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。 5. 製造業者は食品細菌検査を年2回以上実施し、結果を報告すること。販売業者は製造業者に上記による細菌検査の実施を求め、結果を報告すること。 6. 製造業者及び販売業者は毎月検便を受検し、結果を1年間保管すること。 7. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること。 8. 品質規格について下記のとおりであること。	
	品 目	品 質 規 格
	中華麺 (生・蒸)	1 淡黄色で、特有の香味、色沢を有すること。 2 変質、変色がなく、こしのあるものであること。 3 異味、異臭、きょう雑物の混入がないこと。 4 防腐剤、漂白剤を使用しないものであること。
うどん・ ソフトパグッティ式麺	1 中華麺の2～4に準ずること。	

7. その他

-----鶏卵については以下のとおり取り扱うこと-----

1. 商品は衛生管理の行き届いた冷蔵設備において 10℃以下(液卵 8℃以下)で保管し、先入れ先出しとすること。
2. 納入前には必ず商品の数量を確認すること。
3. 原則として使用当日に配送すること。
4. 商品は清潔な容器で納入すること。
5. 品質規格について下記のとおりであること。

品 目	品 質 規 格
鶏 卵	1 卵の表面に光沢がなく、ざらざらして、鮮度がよく、変色していないものであること。 2 鶏卵規格に合致し、破損不潔品のないものであること。 3 完全に洗浄されたものであること。 4 消費期限等の表示をすること。

-----こんにやくについては以下のとおり取り扱うこと-----

1. 製造施設及び原材料の取扱いも含めた製造工程での衛生管理を徹底すること。
2. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。
3. 製造業者は食品細菌検査を年 2 回以上実施し、結果を報告すること。販売業者は製造業者に上記による細菌検査の実施を求め、結果を報告すること。
4. 製造業者及び販売業者は毎月検便を受検し、結果を 1 年間保管すること。
5. 井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低 1 年以内に必ず水質検査を受検し、結果を 1 年間保管すること。
6. 品質規格について下記のとおりであること。

品 目	品 質 規 格
こんにやく	1 特等粉を使用したものであること。 2 弾力、光沢があり、異臭のないものであること。 3 食品添加物は許可済のもの（水酸化カルシウム）を使用したものであること。 4 突いた場合目減りがあるので考慮すること。 5 精粉 1 に対し、水 35～37 の品質のものであること。
しらたき	1 こんにやく 1～4 に準ずるものであること。 2 精粉 1 に対し、水 30～32 の品質のものであること。

-----その他については以下のとおり取り扱うこと-----

1. 販売業者は毎月検便を受検し、結果を 1 年間保管すること。
2. 商品に記載された方法及び温度で保存・配送を行うこと。

【C登録】

取扱物資区分	納入・規格基準
米	【納入基準】 1. 天変地異等により米穀の調達に支障が生じた場合には、速やかにその旨を市川市に報告し、必要な量を確保すること。 【規格基準】 1. 学校給食米の品種は、農産物検査法による証明を受けた単一原料米とする。 2. 新米又は当該米穀年度に生産された米であること。 3. 包装に「玄米及び精米品質表示基準」に基づく表示がなされていること。 4. 良質の製品を製造するための施設設備が整備され、衛生状態が優良なとう精工場で精米した米であること。 5. 異物混入がないこと。 6. うるち精米及び無洗米の品質は、米穀公正取引推進協議会の「米穀の品質表示ガイドライン」に定める「精米の品位基準」及び「無洗米の品質基準」に従うこと。 7. 精米にあたっては、製造品ロットごとに、上記「精米の品位基準」による品質分析を行い、検査結果及び当該玄米・精米品をサンプルとして保管し、必要に応じて提出できること。
飲用牛乳	1. 国内産の牛乳（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「厚生省令」という。） 第 2 条第 3 項に規定する牛乳をいう。）であること。 2. 殺菌された牛乳であって、原則として千葉県内で生産された生乳を原料とし、衛生管理基準（施設・設備の衛生管理、事故発生時の対応等に関する基準をいう。）を整備し、定期的な外部監査を受けて、安定して安全で品質の高い牛乳の供給を行っている乳業工場で製造されたものとする。 3. 1 本あたりの容量は 200 cc とし、紙容器にて納入すること。 4. 冷蔵車又は保冷車で配送すること。 5. 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理（10℃以下）に注意すること。 6. 千葉県から学校給食用牛乳供給事業者として学校割当を受けていること。
パン	1. 学校給食用基本パンは、国産小麦粉 100%使用で、かつ千葉県産の小麦粉又は米粉が 10%以上配合されていること。 2. 品質規格検査及び細菌検査を実施し、安全で適正なものであると確認すること。 3. 学校給食用パン専用粉は、外部検査機関に残留農薬等の検査依頼をし、安全を確認すること。 4. 学校給食実施基準に対応すること。 5. 製造施設及び原材料の取扱いも含めた製造工程での衛生管理を徹底すること。 6. 原則として使用当日に配送すること。 7. 商品は清潔な容器又は袋に入れて納入すること。

9. 登録後の取扱

内 容	手 続 き 等
1.登録内容の変更 及び廃止	登録後に登録内容に変更が生じた場合には、下記のとおり手続きをとってください。 ▶ 登録通知書に記載のある登録内容に変更が生じた場合 →次の書類を改めて提出してください。 ・「市川市学校給食用物資納入業者登録（更新）申請書」及び必要添付書類 ・「口座登録申出書（新規・変更）」 ▶ 軽微な変更（上記以外の変更）が生じた場合 →お早めに 市川市教育委員会 保健体育課 へ電話等で連絡してください。 必要に応じて書類提出などをご案内します。 ▶ 登録を廃止したい場合 →次の書類を提出してください。 ・「市川市学校給食用物資納入業者登録廃止依頼申請書」
2.登録の継続	登録有効期間満了後も引き続き、市川市学校給食用物資納入業者として登録を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請が必要となりますので、ご注意ください。
3.各種検査において陽性となってしまう場合の対応	自主的な検体検査及び衛生検査等において、陽性となってしまった場合には、直ちにその旨の連絡を市川市（市川市立学校を含む。）へ行い、対応を協議してください。
4.登録の取消	登録後、登録に係る営業を廃止した場合、若しくは登録要件を満たさなくなった場合、又は登録期間中に次のような事由が生じ市川市の学校給食用物資納入業者としての適格性を有しないと判断された場合は、当該物資納入業者としての登録を取り消すことがあります。 ・食材の仕入から製造、保管、配送に至るまで食品の安全と衛生管理が徹底されていないと認められる場合 ・複数回に渡って理由なく定時配送を行わない場合 ・著しく品質の劣る食材を納入した場合 ・必要な検査や報告を行わない場合 ・各種検査において陽性となってしまった場合に、直ちに、市川市（市川市立学校を含む。）と対応を協議したうえで、取り決めた事項について、適切に履行しなかった場合 ・登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合 ・市川市暴力団排除条例第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合 ・登録の取消しを申し出た場合 ・その他登録の要件を有しないと認められる場合 など

【様式 1】

記載例

市川市学校給食用物資納入業者 登録（更新）申請書

令和 7 年 12 月 10 日

市川市長 あて

〒272-8501

所在地又は住所 市川市八幡1-1-1

商号又は屋号 有限会社 いちかわ商店

代表者職氏名 代表取締役 市川 太郎

市川市学校給食用物資納入業者として（登録・登録の更新）をしたいので下記のとおり申請します。

1. 基本情報			
フリガナ	ユウゲンガイシャ イチカワショウテン		組織形態 ☐ 個人事業主 ☐ 株式会社 ☒ 有限会社 ☐ 協同組合 ☐ 財団法人（公益・一般） ☐ その他（ ）
商号・屋号	有限会社 いちかわ商店		
本店所在地	〒272-8501 市川市八幡1-1-1		
電話（代表）	047（383）9342	FAX	047（383）9263
メールアドレス	ichikawa@city....lg.jp		
フリガナ	イチカワ タロウ		代表者の生年月日 昭和40年1月1日
代表者職氏名	代表取締役 市川 太郎		
2. 市内事業所等 （本店以外に市川市内に事業所等がある場合は、記入してください）			
市内事業所等の名称	有限会社 いちかわ商店2号店	市内事業所の所在地	〒272-0023 市川市南八幡2-20-2
電話	047（334）1111	FAX	047（334）1111
3. 通常連絡先の指定 （通常連絡先として指定するところにチェックし、該当箇所に記入してください）			
☐ 本店 ☒ 市内事業所等 ☐ その他（〒 - ）			
営業担当者	市川 花子	連絡先TEL	047（334）1111
4. 申請する登録区分 （登録を希望する区分にチェックし、該当頁に記入してください）			
☒ A登録（共同購入物品） ☒ B登録（生鮮食料品等） ☒ C登録（米・飲用牛乳・パン）			

共通

< A・B・C登録申請に関する共通事項 >

事業概況			
当該事業の開始年月日	昭和45年1月1日	資本金	10,000千円
従業員数	30名	直近年度の総売上高	50,000千円
輸送用車両	自家用車 3台		
	(内訳) 一般車両 1台 保冷車 1台 冷蔵車 1台 冷凍車 1台		
	委託契約 台 委託先業者名 _____		
	(内訳) 一般車両 台 保冷車 台 冷蔵車 台 冷凍車 台		
施設概要 ※使用施設について	種類	自社施設	委託先施設
	店舗	1棟 100㎡	棟 ㎡
	加工施設	棟 ㎡	棟 ㎡
	倉庫	1棟 300㎡	棟 ㎡
	冷蔵庫	2棟 50㎡	棟 ㎡
	冷凍庫	棟 ㎡	棟 ㎡
その他の設備			
事業実績			
令和4年度	契約名	学校給食用食材等納入契約 (市川市立学校全校)、〇〇幼稚園	
	契約期間	1年間	
	発注者	学校長・幼稚園長	
	売上金額	約50,000千円	
	概要	給食の食材配達	
令和5年度	契約名	学校給食用食材等納入契約 (市川市立学校全校)	
	契約期間	1年間	
	発注者	学校長	
	売上金額	約30,000千円 (令和7年12月10日現在)	
	概要	給食の食材配達	

※契約書の該当部分等、実績を証する書類の写しを提出してください。ただし、市川市（市川市立学校を含む）との契約の場合には、提出不要です。

市川市長 あて

所在地又は住所 市川市八幡 1－1－1
商号又は屋号 有限会社 いちかわ商店
代表者職氏名 代表取締役 市川 太郎



＜A登録（共同購入物品）申請に関する事項＞

配 送 及 び 納 入 条 件			
配送可能地域 ※1	☒ 市川市内全域に配送可能		
納入可能物資 （複数選択可）			
☒ 菜種油	☐ 上白糖	☒ ホールコーン缶	☐ みかん缶
☒ サラダ油	☐ 三温糖	☒ スイートコーン缶	☐ パイナップ缶
☒ 濃口しょうゆ	☒ 干し椎茸	☒ たけのこ水煮	☐ 黄桃缶

※1 A登録は市内全域配送可能が要件です。

Ⓑ

< B登録（生鮮食料品等）申請に関する事項 >

配 送 及 び 納 入 条 件			
納入可能物資（複数選択可）			主な取扱物資（具体的な物資名を記載のこと）
☒ 野菜・果実 ☒ 魚介 ☒ 食肉食鳥	☒ 豆腐 ☒ 乳製品 ☒ 麺	☒ その他	魚介（切り身、乾物）、むきえび、貝類、豚肉、鶏肉、豆腐、バター、納豆、わかめ、ひじき、鶏卵、マーガリンなど
配送可能地域 ☒ 市川市内全域に配送可能 「市川市内全域」以外を選択する場合は、下記給食ブロックより選択してください。（複数選択可）			最大供給能力（食数や重量、同一時刻に配送可能な校数等、配送条件を記載のこと）
☐ 第 2 ブロック ☐ 第 3 ブロック ☐ 第 4 ブロック ☐ 第 5 ブロック ☐ 第 6 ブロック	☐ 第 7 ブロック ☐ 第 8 ブロック ☐ 第 9 ブロック ☐ 第 10 ブロック ☐ 第 11 ブロック	☐ 第 12 ブロック ☐ 第 13 ブロック ☐ 特定校のみ 【学校名】	
本登録に関わる主な営業許可等の取得状況（複数選択可）※2			
☒ 魚介類販売業 ☒ 食肉販売業 ☐ 食肉処理業	☐ 食肉製品製造業 ☐ 豆腐製造業 ☐ 乳製品製造業	☐ 乳処理業 ☐ めん類製造業	☐ その他（許認可名称を以下に記載）
本登録に関わる主な営業届出状況（複数選択可）※2			
☐ 魚肉販売業 （包装品の販売のみ） ☐ 魚介類販売業 （包装品の販売のみ）	☒ 乳類販売業 ☐ 野菜果物販売業	☐ その他（届出業種名称を以下に記載）	

※2 選択した納入可能物資に係る「食品営業許可証」、「営業届出書（保健所の収受印付き）」の写しもしくは、食品衛生申請等システムでオンライン手続きをした場合は、申請が完了していることがわかる書類を添付してください。

Ⓒ

< C登録申請に関する事項 >

配 送 及 び 納 入 条 件			
納入可能物資 ※3（複数選択可）			
☐ 米	☒ 飲用牛乳	☒ パン	
配送可能地域 ☒ 市川市内全域に配送可能 「市川市内全域」以外を選択する場合は、下記給食ブロックより選択（複数選択可）			最大供給能力（食数や重量、同一時刻に配送可能な校数等、配送条件を記載のこと）
☐ 第 2 ブロック ☐ 第 3 ブロック ☐ 第 4 ブロック ☐ 第 5 ブロック ☐ 第 6 ブロック	☐ 第 7 ブロック ☐ 第 8 ブロック ☐ 第 9 ブロック ☐ 第 10 ブロック ☐ 第 11 ブロック	☐ 第 12 ブロック ☐ 第 13 ブロック ☐ 特定校のみ 【学校名】	

※3 選択した納入可能物資に係る「食品営業許可証」の写しを添付してください。

【様式 2】

記載例

誓約書

市川市長 あて

令和 7 年 12 月 10 日

所在地又は住所 市川市八幡 1-1-1
商号又は屋号 有限会社 いちかわ商店
代表者職氏名 代表取締役 市川 太郎

(印)

押印してく
ださい

市川市学校給食用物質納入業者登録申請に際し、提出した書類の記載内容は事実に相違ありません。また、次に掲げる事項を遵守します。

- 1 上記の申請に当たり、法令等を遵守し、談合等の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

なお、談合等の疑いが生じたときは、当登録の取消その他市川市のとる措置に従い、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。

- 2 出庫時には必ず品質の確認をします。(賞味期限、消費期限、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等)
- 3 配送はできる限り迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意します。
- 4 検収時に不合格だった場合には、速やかに必要な量を確保し、再度、納品を行います。
- 5 市川市暴力団排除条例第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しません。また、当該事実を確認するため、千葉県警察又は警視庁に照会されても異議ありません。
- 6 本登録にあたって必要な各種検査報告や市指定の手続きについて遅滞なく提出をします。また、各種検査において陽性となってしまった場合には、市川市(市川市立学校を含む。)へ直ちにその旨の連絡をし、協議において取り決めた事項について適切に履行します。
- 7 納入先である学校の事情を考慮し、あらかじめ打ち合わせを行った上で、指定の日時及び場所に学校指定の方法で必ず納入します。
- 8 本登録申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なく必要書類を提出します。

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人（役員等を含む。））は、以下1のいずれにも該当しないこと、及び将来においても該当しないことを誓約します。なお、協同組合又は共同企業体である場合には、その代表者及び構成員が以下1のいずれにも該当しないこと、及び将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、市川市が、暴力団等の排除を目的として必要と認める場合には、役員等の名簿その他必要な情報を市川市に提供すること、及び市川市が警察署にその情報を提供し、以下1のいずれかに該当するか否かについて照会を行うことについて承諾します。

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者、法人以外の団体である場合には代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与している場合
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしている場合
- (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している場合
- (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前4号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められる場合
- (6) 市川市から、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかった場合

2 暴力団排除に係る解除

前記1のいずれかに該当するときは、市川市が契約を解除することについて承諾します。

3 違約金

前記2の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条項で定める契約（以下「長期継続契約」という。）である場合にあっては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下「最高支払予定額」という。））の100分の10に相当する額を市川市が指定する期限までに支払うことを承諾します。ただし、次に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該契約の区分に応じ、当該区分に定める額とすることについて承諾します。

- (1) 単位数量当たりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額
- (2) 月額による契約 月額に契約期間の月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、月額に12を乗じて計算した額）の100分の10に相当する額

4 契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置

自らが、又は契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市川市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出ます。併せて、市川市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じます。

5 遵守義務違反

自らが、前記4に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を受けることを承諾します。契約の下請負若しくは受託をさせた者が報告を怠った場合も同様に承諾します。

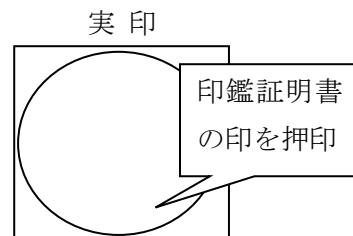
記載例

使用印鑑届兼委任状

市川市長 あて

令和 7 年 12 月 10 日

所在地又は住所 市川市八幡 1-1-1
商号又は屋号 有限会社 いちかわ商店
代表者職氏名 代表取締役 市川 太郎

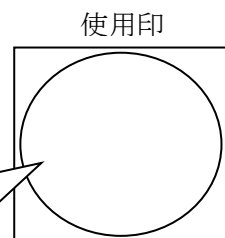


1. 使用印鑑届

私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

※実印を使用印としてお使いになる場合、使用する印鑑を押印

見積書・納品書・請求書等に使用
(実印を使う場合は押印不要)



2. 委任事項

私は、令和 年 月 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間、下記の者を代理人と定め、下記事項に~~関する権限~~を委任し、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

記

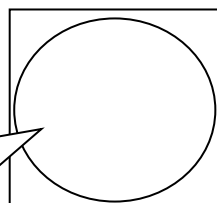
当初申請の場合は令和 8 年 4 月 1 日と記入、
随時申請の場合は、届出日以降の日を記載

- (1) 学校給食用物資納入に係る入札及び見積りに関する事項
- (2) 学校給食用物資納入に係る契約締結に関する事項
- (3) 学校給食用物資納入に係る契約代金の請求及び受領に関する事項
- (4) その他市川市学校給食用物資納入業務に係る一切の事項

受任者 所在地又は住所
商号又は屋号
受任者職氏名
電話番号

代理人が、見積書・納品書・請求書等に使用する
印鑑を押印

代理人使用印



※注意事項

- 1 代表者本人が代表者本人の氏名及び実印で、契約等を行う場合、本票は不要です。
- 2 社印（社判・角印）等の個人を特定することができない印は、使用できません。
- 3 委任者の実印は、印鑑証明書と同じ印鑑を押してください。

【記載例】

【様式4の1】

納入物資別キャンセル日数届出書

令和7年12月10日

市川市長 あて

所在地又は住所 市川市八幡1-1-1
商号又は屋号 有限会社 いちかわ商店
代表者職氏名 代表取締役 市川 太郎

・ キャンセル可能な日数を食品名ごとに記入してください。

日数の数え方(例)

12月1日の12時にキャンセル連絡を入れた場合

12月1日	キャンセル発生日	記入日数
12月2日	キャンセルできる	1
12月3日	キャンセルできる	2
12月4日	キャンセルできる	3
12月5日	キャンセルできる	4
12月6日	キャンセルできる	5
12月7日	キャンセルできる	6
12月8日	キャンセルできる	7
	キャンセルできない	×

※営業日で考えてください
(土・日・祝日を除く)

・ 補足事項

分類番号	分類名	食品名	日数
例	肉	鶏もも	3
1		パン及び麺	
1	パン・麺	基本パン	5
1	パン・麺	加工パン	5
1	パン・麺	袋めん	5
1	パン・麺	中華めん	5
1	パン・麺	うどん	1
1	パン・麺	スパゲティ	1
2		米等	
2	米・大麦	もち米	2
2	米・大麦	精米(普通米)	2
2	米・大麦	精米(無洗米)	2
2	米・大麦製品等	冷白玉もち	1
3		牛乳	
3	飲用牛乳	飲用牛乳	3
4		小麦粉及び製品	
4	小麦・製品	小麦粉	1
4	小麦・製品	パン粉(生)	1
4	小麦・製品	餃子・シューマイ・ワンタン 皮	5
5		芋及びデンプン	
5	芋・デンプン	こんにやく	3
5	芋・デンプン	さつま芋	
5	芋・デンプン	じゃが芋	
5	芋・デンプン	里芋	
6		砂糖類	
6	砂糖	上白糖	1
6	砂糖	三温糖	1
7		油脂類	
7	油脂	菜種油	1
7	油脂	胡麻油	1
7	油脂	バター	1
7	油脂	マヨネーズ	1
8		種実類	
8	種実	くり(皮なし)	7
8	種実	ごま(白・黒)	1
8	種実	国産 ピーナッツ	
8	種実	アーモンド	1
8	種実	くるみ	1

【裏面に続く】

【記載例】

- キャンセル可能な日数を食品名ごとに記入してください。

分類番号	分類名	食品名	日数
9		豆及び製品	
9	豆・製品	豆腐	3
9	豆・製品	生揚げ	3
9	豆・製品	油揚げ	3
9	豆・製品	みそ	1
10		魚介類	
10	魚介	赤魚	3
10	魚介	あさり(生)むき身	3
10	魚介	あじ	3
10	魚介	いか	3
10	魚介	イナダ・ブリ	3
10	魚介	いわし	3
10	魚介	かつお	3
10	魚介	さけ	3
10	魚介	さば	3
10	魚介	さんま	3
10	魚介	たこ	3
10	魚介	たらこ	3
10	魚介	ほっけ	3
10	魚介	ツナ	3
10	魚介	かつお節だし用	3
10	魚介	さば節	3
10	魚介	冷むきえび	3
10	魚介	焼ちくわ	3
10	魚介	なると	3
10	魚介	さつま揚げ	3
11		小魚	
11	小魚	ししやも	3
11	小魚	しらす干し	1
11	小魚	ちりめんじゃこ	1
11	小魚	にぼし	1
12		肉類	
12	肉	鶏もも	4
12	肉	鶏ひき	4
12	肉	豚ロース	4
12	肉	豚もも	4
12	肉	豚ひき	4
12	肉	焼き豚	4
12	肉	ベーコン	4
12	肉	ロースハム	4
12	肉	(冷)チキンブイヨン	1
13		卵類	
13	卵	鶏卵	3
13	卵	うずら卵(水煮)レトルト袋	1

日数の数え方(例)

12月1日の12時にキャンセル連絡を入れた場合

12月1日	キャンセル発生日	記入日数
12月2日	キャンセルできる	1
12月3日	キャンセルできる	2
12月4日	キャンセルできる	3
12月5日	キャンセルできる	4
12月6日	キャンセルできる	5
12月7日	キャンセルできる	6
12月8日	キャンセルできる	7
	キャンセルできない	×

※営業日で考えてください
(土・日・祝日を除く)

・ 補足事項

【記載例】

【様式4の2】

納入物資別キャンセル日数届出書

令和7年12月10日

市川市長 あて

所在地又は住所 市川市八幡1-1-1
商号又は屋号 有限会社 いちかわ商店
代表者職氏名 代表取締役 市川 太郎

・ キャンセル可能な日数を食品名ごとに記入してください。

日数の数え方(例)

12月1日の12時にキャンセル連絡を入れた場合

12月1日	キャンセル発生日	記入日数
12月2日	キャンセルできる	1
12月3日	キャンセルできる	2
12月4日	キャンセルできる	3
12月5日	キャンセルできる	4
12月6日	キャンセルできる	5
12月7日	キャンセルできる	6
12月8日	キャンセルできる	7
	キャンセルできない	×

※営業日で考えてください
(土・日・祝日を除く)

・ 補足事項

分類番号	分類名	食品名	日数
14		乳製品	
14	乳製品	生クリーム	3
14	乳製品	ヨーグルト(調理用)	3
14	乳製品	牛乳(調理用)	3
14	乳製品	固形チーズ	3
14	乳製品	粉チーズ	1
15		緑黄色野菜	
15	緑黄色	いんげん	
15	緑黄色	かぼちゃ	
15	緑黄色	きぬさや	
15	緑黄色	グリーンアスパラ	
15	緑黄色	小松菜	
15	緑黄色	チンゲン菜	
15	緑黄色	トマト	
15	緑黄色	ニラ	
15	緑黄色	にんじん	
15	緑黄色	ピーマン・赤ピーマン	
15	緑黄色	プチトマト	
15	緑黄色	ブロッコリー	
15	緑黄色	ほうれん草	
15	緑黄色	トマトホール缶	
16		淡色野菜	
16	淡色	かぶ	
16	淡色	キャベツ	
16	淡色	きゅうり	
16	淡色	ごぼう	
16	淡色	セロリー	
16	淡色	大根	
16	淡色	玉葱	
16	淡色	長ネギ	
16	淡色	にんにく	
16	淡色	根生姜	
16	淡色	はくさい	
16	淡色	もやし	
16	淡色	レタス	
16	淡色	れんこん	
16	淡色	国産 たけのこ(水煮)	1
16	淡色	国産 ホールコーン缶	1
16	淡色	国産 クリームコーン缶	1

【裏面に続く】

【記載例】

- キャンセル可能な日数を食品名ごとに記入してください。

日数の数え方(例)

12月1日の12時にキャンセル連絡を入れた場合

12月1日	キャンセル発生日	記入日数
12月2日	キャンセルできる	1
12月3日	キャンセルできる	2
12月4日	キャンセルできる	3
12月5日	キャンセルできる	4
12月6日	キャンセルできる	5
12月7日	キャンセルできる	6
12月8日	キャンセルできる	7
	キャンセルできない	×

※営業日で考えてください
(土・日・祝日を除く)

- 補足事項

分類番号	分類名	食品名	日数
17		果実類	
17	果実	いちご	
17	果実	柑橘類(みかん以外)	
17	果実	みかん(生)	
17	果実	みかん(冷)	
17	果実	柿	
17	果実	キウイ	
17	果実	すいか	
17	果実	梨	
17	果実	パイナップル	
17	果実	バナナ	
17	果実	ぶどう	
17	果実	メロン	
17	果実	りんご	
17	果実	びわ	
17	果実	国産 みかん	1
17	果実	国産 パイナップル	1
17	果実	国産 黄桃	1
18		きのこ類	
18	きのこ	えのきだけ	
18	きのこ	しめじ	
18	きのこ	生しいたけ	
18	きのこ	国産 干しいたけ	1
18	きのこ	国産 マッシュルーム(水煮)	1
19		藻類	
19	藻類	だし昆布	1
19	藻類	国産 ひじき	1
19	藻類	生わかめ	1
19	藻類	干わかめ(花細工)	1
19	藻類	茎わかめ	1
19	藻類	エースアガー	1
20		調味料及び香辛料	
20	調味料	酒	1
20	調味料	みりん	1
20	調味料	醤油	1
20	調味料	ケチャップ	1
21		食品外	
21	食品外	ゼリーカップ等	1
22		行事食	
22	行事食		×

		その他自由記載欄	

記載例

市税納付確認承諾書

市川市長 あて

令和 7 年 12 月 10 日

市川市学校給食用物資納入業者登録申請の手続きにあたって、要件となっている私の市税納付状況について、市が公簿等により確認することを承諾します。

申請者欄	申請者	所在地又は住所	〒272－8501 市川市八幡1－1－1			
		(フリガナ)	ユウゲンガイシャ イチカワショウテン			
		商号又は屋号	有限会社 いちかわ商店			
		代表者職氏名	代表取締役 市川 太郎			代表者印
		代表者の生年月日	明・大・昭・平	年	月	日

使用目的	市川市学校給食用物資納入業者登録申請に伴う納税確認のため。
担当課	市川市教育委員会 保健体育課

※市外事業者についても、本同意書をご提出ください。

(市記入欄) ※以下には記載しないでください。

税目		税制課確認欄	
住民税及び固定資産税（償却資産を含む。）		滞納なし (日付入確認印)	
年度・税目指定欄 (指定ある場合のみ)		(備考)	

資料 2（登録後の流れについて）

○ 発注から売上代金受領までの基本的な流れは、以下のとおりです。

1. 学校から納入業者に発注の連絡

登録は発注を確約するものではありません。



2. 物品の納入

物品の納入とともに納品書（任意様式）を学校に提出します。

また、月始めの納入時には、検便結果の報告書（写し）を学校へ納品とともに提出します。

魚介、食肉食鳥、豆腐、乳製品、麺、こんにゃく、パンの納入業者は、毎月の配送従事者等の検便検査結果の報告のほか、下記の検査実施頻度に応じた食品の細菌検査結果の報告が必要です。

年 1 回以上・・・パン

年 2 回以上・・・魚介、食肉食鳥、豆腐、麺、こんにゃく

毎月・・・乳製品

各種検査報告につきましては、3 ページ目の「各種検査報告について」をご参照ください。



3. 納品検査

納入物品の数量・キズ等の不備がないか学校において納入の都度検査をします。



4-1. 請求書等の提出（食材の場合）

月末締めで、翌月上旬までに請求書等を学校に提出します。

4-2. 請求書等の提出（プリンカップ等の食材以外の場合）

月末締めで、翌月上旬までに請求書等を学校に提出します。納品書は納品時にご提出ください。

4-1、4-2 共通事項

書類のご提出が遅れますと、会計課の審査日に間に合わなくなる可能性があり、お支払日が遅くなることがあります。

押印の必要がある場合は、口座登録申出書を提出された際に指定した印鑑を使用してください。

（印鑑が相違した場合には、市の会計審査が通らず、お支払いができません。）



5. 学校内決裁

書類の内容が合っているか、書類の不備等がないかを確認します。

書類に不備等があった場合は、再度ご提出の依頼をさせていただきます。



6. 市教育委員会決裁

保健体育課にて学校から提出された書類を再度確認し、支払いの起案を行います。

書類に不備等があった場合は、再度ご提出の依頼をさせていただきます。



7. 市の会計審査

会計課にて審査が行われます。



8. 振込処理

原則、納品の翌月の最終木曜日に登録していただいている口座へ振込します。(12月に変更となる可能性があります。)

ご希望される場合は、振込日が確定しましたら、FAXにてご報告いたします。



9. 売上代金の受領